

全国基礎自治体の温暖化関連条例一覧

2010年1月31日現在

(注) 条例名の後ろの日付は(公布(または制定日)/施行)

【政令市】

○京都市地球温暖化対策条例 (平成16年12月24日/平成17年4月1日)

目次
前文
第1章 総則(第1条～第8条)
第2章 地球温暖化対策計画等(第9条・第10条)
第3章 本市による地球温暖化対策(第11条)
第4章 事業者及び市民による地球温暖化対策
第1節 事業者及び市民の取組(第12条～第19条)
第2節 特定事業者等の取組(第20条～第26条)
第5章 評価及び見直し(第27条・第28条)
第6章 雑則(第29条)
附則

地球温暖化は、集中豪雨、干ばつ等の異常気象、海面の上昇、自然生態系の変化等を引き起こし、あらゆる生命の生存の基盤である地球の環境に極めて深刻な影響を与えるおそれがある問題である。このため、人類が物質的な豊かさ、便利さや快適さを追い求める代償として増え続けている二酸化炭素等の温室効果ガスの排出の量を削減し、地球温暖化を防止することは、人類共通の緊急の課題である。

本市は、平成9年に気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書が採択された都市として、事業者、市民、環境保全活動団体及び滞在者の参加と協働により、地球温暖化を防止する取組を先駆的かつ積極的に推進してきた。

健全で恵み豊かな地球の環境を将来の世代に継承していくことは、現在を生きる我々人類に課された責務である。この責務を果たしていくには、一人一人の生活様式の見直しなどにより、大量生産、大量消費及び大量廃棄の社会経済システムから持続可能な循環型の社会経済システムへの転換を図ることが不可欠である。

このような認識の下に、本市、事業者、市民、環境保全活動団体及び滞在者がそれぞれの立場において、地球温暖化を防止するため、なお一層積極的に行動することを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、地球温暖化対策について、本市、事業者、市民及び観光旅行者その他の滞在者の責務を明らかにするとともに、地球温暖化対策の基本となる事項を定めて、地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進することにより、持続的な発展が可能な都市を実現し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 地球温暖化 人の活動に伴って発生する温室効果ガスが大気中の温室効果ガスの濃度を増加させることにより、地球全体として、地表及び大気の温度が追加的に上昇する現象をいう。
- (2) 地球温暖化対策 温室効果ガスの排出の抑制並びに吸収作用の保全及び強化(以下「温室効果ガスの排出の抑制等」という。)その他の地球温暖化の防止を図るための施策又は取組をいう。
- (3) 温室効果ガス 二酸化炭素その他別に定める物質をいう。

(4) 温室効果ガスの排出 人の活動に伴って発生する温室効果ガスを大気中に排出し、放出し、若しくは漏出させ、又は他人から供給された電気若しくは熱(燃料又は電気を熱源とするものに限る。)を使用することをいう。

(5) 環境保全活動団体 環境の保全を図る活動を行うことを目的として組織された団体をいう。

(本市の当面の目標)

第3条 本市は、平成22年までに、本市の区域内における温室効果ガスの排出の量を平成2年の90パーセントに削減することを目標とする。

(本市の責務)

第4条 本市は、次に掲げる責務を有する。

- (1) 総合的かつ計画的な地球温暖化対策を策定し、及び実施すること。
- (2) 地球温暖化対策の策定及び実施に当たっては、地球温暖化対策に関する活動への事業者、市民及び環境保全活動団体の参加及び協力を促進し、これらの意見を適切に反映させること。
- (3) 本市の事務及び事業に関し、地球温暖化の防止のために必要な措置を講じること。
- (4) 事業者、市民及び環境保全活動団体による地球温暖化の防止のための活動を促進するために必要な措置を講じること。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、次に掲げる責務を有する。

- (1) 事業活動に関し、地球温暖化の防止のために必要な措置(他の者の地球温暖化の防止に寄与するための措置を含む。)を講じること。
- (2) 本市が実施する地球温暖化対策に協力すること。

(市民の責務)

第6条 市民は、次に掲げる責務を有する。

- (1) 日常生活に関し、地球温暖化の防止のために必要な措置を講じること。
- (2) 本市が実施する地球温暖化対策に協力すること。

(観光旅行者その他の滞在者の責務)

第7条 観光旅行者その他の滞在者は、本市、事業者、市民及び環境保全活動団体が実施する地球温暖化対策に協力する責務を有する。

(年次報告)

第8条 市長は、毎年、次に掲げる事項を記載した報告書を作成し、これを公表しなければならない。

- (1) 本市の区域内における温室効果ガスの総排出量(別に定める方法により算定される温室効果ガスの総排出量をいう。以下同じ。)
- (2) 地球温暖化の防止のために講じた施策の実施状況及びその評価

第2章 地球温暖化対策計画等

(地球温暖化対策計画)

第9条 市長は、地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するため、地球温暖化対策に関する計画(以下「地球温暖化対策計画」という。)を定めなければならない。

2 地球温暖化対策計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 地球温暖化対策計画の実施期間、温室効果ガスの総排出量の削減目標その他地球温暖化対策に関する基本方針
- (2) 温室効果ガスの総排出量の削減に関する具体的な施策
- (3) その他地球温暖化対策を推進するために必要な事項

3 市長は、地球温暖化対策計画を定め、又は変更したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

(特定事業者排出量削減指針)

第10条 市長は、温室効果ガスの排出の量が相当程度多い別に定める事業者(以下「特定事業者」という。)の事業活動に伴う温室効果ガスの排出の状況、当該温室効果ガスの排出の量の削減のための措置、当該削減の目標その他必要な事項を記載した計画書(以下「特定事業者排出量削減計画書」という。)及び特定事業者排出量削減計画書に記載された目標の達成状況その他必要な事項を記載した報告書(以下「特定事業者排出量削減報告書」という。)の作成に関する指針(以下「特定

事業者排出量削減指針」という。)を定めなければならない。

2 市長は、特定事業者排出量削減指針を定め、又は改定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

第3章 本市による地球温暖化対策

第11条 本市は、温室効果ガスの排出の抑制等を図るため、次に掲げる施策を重点的かつ効果的に推進しなければならない。

(1) エネルギーに係る施策で次に掲げるもの

ア 事業活動及び日常生活に伴う自然エネルギー(太陽光、太陽熱、バイオマス(動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるもの(原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を除く。))をいう。)を利用して得ることができるエネルギーその他の環境の保全上の支障を生じさせない無尽蔵のエネルギーをいう。以下同じ。)の優先的な利用を促進するための施策

イ 事業活動及び日常生活に伴うエネルギーの使用の合理化(一定の目的を達成するためのエネルギーの使用に際して、より少ないエネルギーで同一の目的を達成するために徹底的な効率の向上を図ることをいう。以下同じ。)を促進するための施策

ウ 建築物に係るエネルギーの使用の合理化を促進するための施策

(2) 環境マネジメントシステム(環境に配慮した事業活動を自主的に進めていくための目標を決定し、当該目標を達成するための取組を推進するための仕組みをいう。以下同じ。)を事業者に普及させるための施策

(3) 環境物品等(国等による環境物品等の調達に関する法律第2条第1項に規定する環境物品等をいう。以下同じ。)及び環境に配慮した事業活動に関する情報を収集し、これを事業者、市民等に迅速かつ効果的に提供するとともに、事業者、市民等が環境物品等を優先的に購入することを促進するための施策

(4) 自動車等(道路運送車両法第2条第2項に規定する自動車及び同条第3項に規定する原動機付自転車をいう。以下同じ。)の使用に伴う温室効果ガスの排出の抑制を図るための施策で次に掲げるもの

ア 自己の自動車等を使用する者の公共交通機関への利用の転換の促進その他の交通需要管理施策(自動車等による交通の抑制、自動車等による交通の空間的又は時間的な分散化その他の交通の円滑化を図るための施策をいう。)

イ 貨物の効率的な輸送を促進するための施策

ウ 温室効果ガスを排出せず、又は温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車等の導入を促進するための施策

エ 自動車等の駐車時における原動機の停止を促進するための施策

(5) 森林の適切な保全及び整備の推進による温室効果ガスの吸収を図るための施策

(6) 本市が設置し、又は管理する道路、河川、公園その他の公共の用に供する施設並びに住宅及び事業場における緑化を推進するための施策

(7) 廃棄物の発生の抑制及び再使用その他の廃棄物の減量化を促進するための施策

(8) 事業者、市民及び環境保全活動団体が地球温暖化の防止に関する理解を深めることができるようにするための環境教育(環境の保全についての理解を深めるために行われる環境の保全に関する教育及び学習をいう。以下同じ。)、啓発その他の必要な施策

(9) 事業者、市民及び環境保全活動団体による地球温暖化の防止のための活動を促進するための情報の提供、助成その他の必要な施策

(10) 観光旅行者その他の滞在者が地球温暖化の防止に関する理解を深めることができるようにするための啓発、知識の普及その他の必要な施策

(11) 国、他の地方公共団体、環境保全活動団体等との連携による地球温暖化対策及び地球温暖化の防止に関する国際協力

(12) 地球温暖化対策を効果的に実施するのに必要な助成、税制その他の経済的措置に関する調査及び研究

2 本市は、次に掲げる施策を率先して講じなければならない。

(1) 地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第1項に規定する実行計画の推進

(2) 環境マネジメントシステムの構築及び推進

(3) 環境物品等の調達

- (4) 公共の用に供する施設の建設及び管理その他公共事業の実施に伴う地球温暖化の防止のために必要な施策
- (5) 前各号に掲げるもののほか、温室効果ガスの排出の抑制等のための施策

第4章 事業者及び市民による地球温暖化対策

第1節 事業者及び市民の取組

(自然エネルギーの優先的な利用等)

第12条 事業者及び市民は、事業活動及び日常生活に伴う自然エネルギーの優先的な利用に努めなければならない。

2 事業者及び市民は、事業活動及び日常生活に伴うエネルギーの使用の合理化に努めなければならない。

3 建築物(建築基準法第2条第1号に規定する建築物をいう。以下同じ。)の新築又は増築(以下「新築等」という。)をしようとする者は、当該建築物からの熱の放出を抑制する構造の採用その他のエネルギーの使用の合理化に資する措置を講じるよう努めなければならない。

(環境マネジメントシステムの導入)

第13条 事業者は、環境マネジメントシステムの導入に努めなければならない。

(温室効果ガスの排出の量が比較的少ない機械器具等の使用等)

第14条 事業者及び市民は、温室効果ガスの排出の量が比較的少ない電気機械器具、ガス器具その他のエネルギーを消費する機械器具の優先的な使用に努めなければならない。

2 事業者及び市民は、電気機械器具、ガス器具その他のエネルギーを消費する機械器具及び水道水の適切な使用により、これらの使用に伴う温室効果ガスの排出の抑制に努めなければならない。

(温室効果ガスの排出の量が比較的少ない機械器具及び役務の提供等)

第15条 事業者は、前条第1項の機械器具及び温室効果ガスの排出の量が比較的少ない役務の提供に努めなければならない。

2 事業者は、前条第1項の機械器具又は前項の役務を利用しようとする者に対し、その利用に伴う温室効果ガスの排出に関する情報を提供するよう努めなければならない。

(公共交通機関等の利用)

第16条 事業者及び市民は、可能な限り、自己の自動車等の使用を控え、公共交通機関又は自転車の利用に努めなければならない。

(自動車等の使用に伴う温室効果ガスの排出の抑制)

第17条 事業者及び市民は、自己の自動車等の適正な使用及び管理により、当該自動車等の使用に伴う温室効果ガスの排出の抑制に努めなければならない。

2 事業者及び市民は、自己の自動車等を駐車するに当たっては、当該自動車等の原動機を停止するよう努めなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

(廃棄物の減量化の推進)

第18条 事業者及び市民は、廃棄物の発生の抑制及び再使用その他の廃棄物の減量化の推進に努めなければならない。

(従業員の環境教育)

第19条 事業者は、その従業員に対し、環境教育を行うよう努めなければならない。

第2節 特定事業者等の取組

(特定事業者排出量削減計画書の作成等)

第20条 特定事業者は、定期的に、特定事業者排出量削減計画書を特定事業者排出量削減指針に基づき作成し、市長に提出しなければならない。

2 特定事業者は、定期的に(特定事業者でなくなったときにあつては、その後遅滞なく)、特定事業者排出量削減報告書を特定事業者排出量削減指針に基づき作成し、定期的に市長に提出しなければならない。

3 市長は、第1項の規定による特定事業者排出量削減計画書又は前項の規定による特定事業者排出量削減報告書の提出があつたときは、速やかに、その旨及びその内容を公表しなければならない。

(特定建築物排出量削減計画書の作成等)

第21条 温室効果ガスの排出の量が相当程度多い別に定める建築物(以下「特定建築物」という。)の新築等をしようとする

る者(以下「特定建築主」という。)は、次に掲げる事項を記載した計画書(以下「特定建築物排出量削減計画書」という。)を作成し、市長に提出しなければならない。

- (1) 特定建築主の氏名及び住所(法人にあっては、名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)
- (2) 特定建築物の名称及び所在地
- (3) 特定建築物の概要
- (4) 温室効果ガスの排出の量の削減を図るための措置
- (5) 前各号に掲げるもののほか、別に定める事項

2 市長は、前項の規定による特定建築物排出量削減計画書の提出があったときは、速やかに、その旨及びその内容を公表しなければならない。

(変更の届出等)

第 22 条 前条第 1 項の規定による特定建築物排出量削減計画書を提出した者は、特定建築物に係る工事が完了するまでの間に、同項第 3 号から第 5 号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。ただし、別に定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、速やかに、その旨及びその内容を公表しなければならない。

(完了の届出等)

第 23 条 第 21 条第 1 項の規定による特定建築物排出量削減計画書を提出した者は、特定建築物の新築等に係る工事が完了したときは、その旨を市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、速やかに、その旨及びその内容を公表しなければならない。

(特定排出機器販売者の表示義務)

第 24 条 温室効果ガスの排出の量が相当程度多い別に定める機械器具(以下「特定排出機器」という。)を店頭において販売する者(以下「特定排出機器販売者」という。)は、当該店頭の見やすい場所に、別に定めるところにより、エネルギー消費効率(エネルギーの消費量との対比における特定排出機器の性能として別に定める方法により算定した数値をいう。以下同じ。)に関する情報を適切に表示しなければならない。

2 特定排出機器販売者は、特定排出機器を購入しようとする者の求めがあったときは、当該特定排出機器のエネルギー消費効率について説明しなければならない。

(報告又は資料の提出)

第 25 条 市長は、第 20 条から第 23 条までの規定の施行に必要な限度において、特定事業者及び特定建築主(以下「特定事業者等」という。)に対し、温室効果ガスの排出の量その他必要な事項について報告又は資料の提出を求めることができる。

(特定事業者等に対する勧告及び公表)

第 26 条 市長は、特定事業者等が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該特定事業者等に対し、必要な措置を講じよう勧告することができる。

- (1) 第 20 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 21 条第 1 項の規定による提出をしなかったとき。
- (2) 第 22 条第 1 項又は第 23 条第 1 項の規定による届出をしなかったとき。
- (3) 前条の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。

2 市長は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなく当該勧告に従わないときは、その旨及びその内容を公表することができる。

第 5 章 評価及び見直し

(施策の評価及び見直し)

第 27 条 市長は、この条例に基づく施策の推進に当たっては、定期的にその実施状況について、評価を行わなければならない。

2 市長は、前項の評価の結果、地球温暖化対策に係る技術水準の向上及び社会経済情勢の変化を踏まえ、必要があると認めるときは、同項の施策の見直しを行わなければならない。

3 市長は、第 1 項の評価及び前項の見直しを行うために必要な体制を整備しなければならない。

4 市長は、第1項の評価及び第2項の見直しをしようとするときは、事業者、市民、環境保全活動団体及び複数の学識経験のある者の意見を聴かなければならない。

(条例の見直し)

第28条 本市は、この条例の目的を達成するため、その施行の状況、地球温暖化対策に係る技術水準の向上及び社会経済情勢の変化を踏まえ、おおむね3年ごとに、その見直しを行うものとする。

第6章 雑則

(委任)

第29条 この条例において別に定めることとされている事項及びこの条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。ただし、第4章第2節の規定は、市規則で定める日から施行する。

(平成17年9月30日規則第71号で平成17年10月1日から施行)

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に市長が定めた京都市地球温暖化対策地域推進計画は、第9条第1項の規定により定められた地球温暖化対策計画とみなす。

3 第1項の市規則で定める日前に建築基準法第6条第1項若しくは第6条の2第1項の規定による確認の申請又は同法第18条第2項の規定による通知がされている特定建築物については、第21条から第23条までの規定は、適用しない。

○広島市地球温暖化対策等の推進に関する条例 (平成21年3月30日/平成22年4月1日)

目次

第1章総則(第1条～第6条)

第2章地球温暖化対策等

第1節事業活動に係る地球温暖化対策等(第7条～第13条)

第2節自動車に係る地球温暖化対策等(第14条～第19条)

第3節建築物に係る地球温暖化対策等(第20条～第26条)

第4節緑化の推進による地球温暖化対策等(第27条～第32条)

第5節再生可能エネルギーの利用による地球温暖化対策等(第33条～第37条)

第6節その他の地球温暖化対策等(第38条～第43条)

第3章雑則(第44条～第49条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、広島市環境の保全及び創造に関する基本条例(平成11年広島市条例第13号)の基本理念にのっとり、地球温暖化対策等の推進について、本市、事業者、市民及び滞在者の責務を明らかにするとともに、地球温暖化対策等の基本となる事項を定めることにより、地球温暖化対策等を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 地球温暖化対策等地球温暖化(人の活動に伴って発生する温室効果ガスが大気中の温室効果ガスの濃度を増加させることにより、地球全体として、地表及び大気の温度が追加的に上昇する現象をいう。)の防止を図るための施策、ヒートア

イランド現象の緩和を図るための施策その他環境への負荷の低減を図るための施策をいう。

(2) 温室効果ガス二酸化炭素，メタン，一酸化二窒素その他規則で定める物質をいう。

(3) 温室効果ガスの排出人の活動に伴って発生する温室効果ガスを大気中に排出し，放出し，若しくは漏出させ，又は他人から供給された電気若しくは熱（燃料又は電気を熱源とするものに限る。）を使用することをいう。

(4) 温室効果ガスの排出の抑制等温室効果ガスの排出の抑制並びに吸収作用の保全及び強化，人工排熱の抑制，地表面の温度の上昇の抑制その他環境への負荷の低減をいう。

(5) 再生可能エネルギー太陽光，水力，風力その他規則で定めるエネルギーをいう。

（本市の責務）

第3条本市は，地球温暖化対策等を総合的かつ計画的に策定し，及び実施する責務を有する。

2 本市は，自らの事務及び事業に関し，温室効果ガスの排出の抑制等のために必要な措置を講ずるものとする。

3 本市は，事業者，市民（本市の区域内に住所又は居所を有する者及び本市の区域内に存する事業所に勤務する者又は学校に在学する者をいう。以下同じ。）又は滞在者が温室効果ガスの排出の抑制等に関して行う活動の促進を図るため，情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

（事業者の責務）

第4条事業者は，その事業活動に関し，温室効果ガスの排出の抑制等のための措置（他の者の温室効果ガスの排出の抑制等に寄与するための措置を含む。）を自主的かつ積極的に講ずるよう努めるとともに，本市が実施する地球温暖化対策等に協力しなければならない。

（市民の責務）

第5条市民は，その日常生活に関し，温室効果ガスの排出の抑制等のための措置を自主的かつ積極的に講ずるよう努めるとともに，本市が実施する地球温暖化対策等に協力しなければならない。

（滞在者の責務）

第6条滞在者は，その滞在中の活動に関し，温室効果ガスの排出の抑制等のための措置を自主的かつ積極的に講ずるよう努めるとともに，本市が実施する地球温暖化対策等に協力しなければならない。

第2章地球温暖化対策等

第1節事業活動に係る地球温暖化対策等

（設備に係る温室効果ガスの排出の抑制等）

第7条事業者は，事業の用に供する設備について，温室効果ガスの排出の抑制等のための技術の進歩その他の事業活動を取り巻く状況の変化に応じ，温室効果ガスの排出の抑制等に資するものを選択するとともに，温室効果ガスの排出の抑制等に資する方法で使用するよう努めなければならない。

（事業活動環境配慮指針の策定等）

第8条市長は，事業活動における温室効果ガスの排出の抑制等に関し，事業者が講ずべき措置，事業者が講ずる措置に関する評価方法その他の事項に関する指針（以下「事業活動環境配慮指針」という。）を定めるものとする。

2 市長は，事業活動環境配慮指針を定めたときは，速やかに，これを公表するものとする。これを変更したときも，同様とする。

3 第1項の「事業活動」には，定型的な約款による契約に基づき，特定の商標，商号その他の表示を使用させ，商品の販売又は役務の提供に関する方法を指定し，かつ，継続的に経営に関する指導を行う事業であって，当該約款に，当該事業に加盟する者（以下この項において「加盟者」という。）が設置している事業所における温室効果ガスの排出の抑制等に関する事項であって規則で定めるものに係る定めがあるもの（以下この項において「連鎖化事業」という。）を行う者については，その加盟者が設置している当該連鎖化事業に係るすべての事業所における事業活動を含むものとする（以下この節において同じ。）。

（事業活動環境計画書の作成等）

第9条本市の区域内に事業所を設置している者のうち，その設置している本市の区域内に存するすべての事業所における，事業活動に係るエネルギーの特定年度の使用量（原油の数量に換算した量を合算した量によるものとする。以下「原油換算エネルギー使用量」という。）の合計量が1，500キロリットル以上である者又は事業活動に係る温室効果ガスであ

る物質ごとの特定年度の排出量（二酸化炭素の場合にあっては、エネルギーの使用に伴い排出したものを除く。）を二酸化炭素の数量に換算した量（以下「二酸化炭素換算温室効果ガス排出量」という。）の合計量が3,000トン以上である者（以下これらを「特定事業者」という。）は、3年ごとに、事業活動環境配慮指針に基づき、次に掲げる事項を記載した計画書（以下「事業活動環境計画書」という。）を作成し、市長に提出しなければならない。

(1) 特定事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(2) 事業の概要

(3) 計画期間における事業活動に係る温室効果ガスの排出の抑制等に関する措置及び目標

(4) 特定事業者が、原油換算エネルギー使用量が1,500キロリットル以上である事業所又は二酸化炭素換算温室効果ガス排出量が3,000トン以上である事業所を本市の区域内に設置している場合にあっては、当該事業所ごとの前号に掲げる事項

(5) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 前項の「特定年度」とは、計画期間となるべき期間の最初の年度（4月1日から翌年3月31日までをいう。以下同じ。）の前年度をいう。

3 温室効果ガスのうち二酸化炭素、メタン及び一酸化二窒素以外の物質については、第1項中「特定年度の排出量」とあるのは「特定年度の初日の属する年の1月1日から12月31日までの排出量」とする。

4 原油換算エネルギー使用量及び二酸化炭素換算温室効果ガス排出量は、規則で定めるところにより算出するものとする。

5 特定事業者は、第1項又はこの項の規定により提出した事業活動環境計画書の内容を変更したときは、速やかに、変更後の事業活動環境計画書を市長に提出しなければならない。

6 特定事業者は、事業活動環境計画書（事業活動環境計画書の内容を変更したときは、変更後の事業活動環境計画書。次条から第12条までにおいて同じ。）に基づき、温室効果ガスの排出の抑制等に努めなければならない。

（事業活動環境報告書の作成等）

第10条特定事業者は、計画期間の各年度終了後、前年度までにおける事業活動環境計画書に基づく措置の実施状況等を記載した報告書（以下「事業活動環境報告書」という。）を作成し、市長に提出しなければならない。

（事業活動環境計画書等の概要の公表）

第11条特定事業者は、事業活動環境計画書又は事業活動環境報告書の提出をしたときは、その概要を公表しなければならない。

2 市長は、前項の提出があったときは、その概要を公表するものとする。

（事業活動環境計画書等の評価）

第12条市長は、第9条第1項第4号に規定する事業所を設置している特定事業者から事業活動環境計画書又は事業活動環境報告書（計画期間の最終年度に係るものに限る。）の提出があった場合においては、その内容について、当該事業所ごとに、事業活動環境配慮指針に基づき、評価するものとする。

2 市長は、前項の規定による評価をしたときは、その概要を当該評価を受けた事業所に係る特定事業者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定による評価をしたときは、規則で定める者について、その概要を公表するものとする。

（特定事業者以外の事業者の特例）

第13条特定事業者以外の事業者は、事業活動環境配慮指針に基づき、事業活動環境計画書を作成し、市長に提出することができる。

2 第9条（第1項から第4項までを除く。）から第11条までの規定は、前項の規定により事業活動環境計画書を提出した者について準用する。この場合において、第9条第5項中「第1項」とあるのは「第13条第1項」と、同条第6項中「から第12条まで」とあるのは「及び第11条第1項」と読み替えるものとする。

第2節自動車に係る地球温暖化対策等

（自動車の使用の抑制等）

第14条事業者、市民及び滞在者は、温室効果ガスの排出の抑制等のため、移動するときは、できる限り、公共交通機関を利用すること等により、自動車（原動機付自転車を含む。次項及び次条第1項において同じ。）の使用の抑制に努めなければならない。

2 事業者、市民及び滞在者は、その使用する自動車について、温室効果ガスの排出の抑制等に資するものを選択するとともに、温室効果ガスの排出の抑制等のため、適切な整備及び運転をするよう努めなければならない。

(自動車環境管理指針の策定等)

第15条市長は、事業活動における自動車に係る温室効果ガスの排出の抑制等に関し、事業者が講ずべき措置その他の事項に関する指針(以下「自動車環境管理指針」という。)を定めるものとする。

2 市長は、自動車環境管理指針を定めたときは、速やかに、これを公表するものとする。これを変更したときも、同様とする。

(自動車環境計画書の作成等)

第16条本市の区域内に存する事業所において、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第3条の普通自動車、小型自動車及び軽自動車(これらのうち、二輪の小型自動車及び二輪の軽自動車を除く。以下「特定自動車」という。)を基準日において50台以上使用する事業者(以下「特定自動車使用事業者」という。)は、3年ごとに、自動車環境管理指針に基づき、次に掲げる事項を記載した計画書(以下「自動車環境計画書」という。)を作成し、市長に提出しなければならない。

(1) 特定自動車使用事業者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

(2) 事業の概要

(3) 特定自動車の保有状況

(4) 計画期間における特定自動車に係る温室効果ガスの排出の抑制等に関する措置及び目標

(5) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 前項の「基準日」とは、計画期間となるべき期間の最初の年度の前年度の末日をいう。

3 特定自動車使用事業者は、第1項又はこの項の規定により提出した自動車環境計画書の内容を変更したときは、速やかに、変更後の自動車環境計画書を市長に提出しなければならない。

4 特定自動車使用事業者は、自動車環境計画書(自動車環境計画書の内容を変更したときは、変更後の自動車環境計画書。次条及び第18条第1項において同じ。)に基づき、温室効果ガスの排出の抑制等に努めなければならない。

(自動車環境報告書の作成等)

第17条特定自動車使用事業者は、計画期間の各年度終了後、前年度までにおける自動車環境計画書に基づく措置の実施状況等を記載した報告書(以下「自動車環境報告書」という。)を作成し、市長に提出しなければならない。

(自動車環境計画書等の概要の公表)

第18条特定自動車使用事業者は、自動車環境計画書又は自動車環境報告書の提出をしたときは、その概要を公表しなければならない。

2 市長は、前項の提出があったときは、その概要を公表するものとする。

(特定自動車使用事業者以外の事業者の特例)

第19条特定自動車使用事業者以外の事業者であって本市の区域内に存する事業所において特定自動車を使用するものは、自動車環境管理指針に基づき、自動車環境計画書を作成し、市長に提出することができる。

2 前3条(第16条第1項及び第2項を除く。)の規定は、前項の規定により自動車環境計画書を提出した者について準用する。この場合において、同条第3項中「第1項」とあるのは、「第19条第1項」と読み替えるものとする。

第3節建築物に係る地球温暖化対策等

(建築物に係る環境への配慮)

第20条建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物をいう。以下同じ。)の新築、増築又は改築(以下「新築等」という。)をしようとする者は、当該建築物について、環境への配慮に関する措置を適切に講ずるよう努めなければならない。

2 建築物の所有者及び管理者は、当該建築物について、環境への配慮をした適切な維持管理をするよう努めなければならない。

(建築物環境配慮指針の策定等)

第21条市長は、建築物に係る環境への配慮に関し、建築物の新築等をしようとする者が講ずべき措置、当該者が講ずる措置に関する評価方法その他の事項に関する指針(以下「建築物環境配慮指針」という。)を定めるものとする。

2 市長は、建築物環境配慮指針を定めたときは、速やかに、これを公表するものとする。これを変更したときも、同様とする。

(建築物環境計画書の作成等)

第22条建築物の床面積(増築又は改築の場合にあっては、当該増築又は改築に係る部分の床面積)の合計が2,000平方メートル以上の新築等をしようとする者(以下「特定建築主」という。)は、当該新築等に係る建築物(以下「特定建築物」という。)について、建築物環境配慮指針に基づき、次に掲げる事項を記載した計画書(以下「建築物環境計画書」という。)を作成し、市長に提出しなければならない。

- (1) 特定建築主の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- (2) 特定建築物の名称及び所在地
- (3) 特定建築物の概要
- (4) 特定建築物に係る環境への配慮に関する措置並びに当該措置に係る特定建築物の性能(以下「環境性能」という。)及びその評価
- (5) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 特定建築主は、特定建築物に係る工事が完了するまでの間において、前項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、その内容を市長に届け出なければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

(工事完了等の届出)

第23条特定建築主は、特定建築物に係る工事が完了したとき、又は当該工事を取りやめたときは、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

(建築物環境計画書等の概要の公表)

第24条市長は、建築物環境計画書の提出又は第22条第2項若しくは前条の規定による届出があったときは、その概要を公表するものとする。

(特定建築主以外の者の特例)

第25条特定建築主以外の者であって建築物(一戸建ての住宅及び長屋を除く。)の新築等をしようとするものは、当該新築等に係る建築物について、建築物環境配慮指針に基づき、建築物環境計画書を作成し、市長に提出することができる。

2 前3条(第22条第1項を除く。)の規定は、前項の規定により建築物環境計画書を提出した者について準用する。この場合において、同条第2項及び第23条中「特定建築物」とあるのは、「第25条第1項の当該新築等に係る建築物」と読み替えるものとする。

(分譲マンション環境性能の内容の説明)

第26条特定建築物のうち分譲マンション(構造上区分された数個の独立して住居の用に供することができる部分であって当該部分の全部又は一部が販売の目的となっているものを有する建築物をいう。以下この条において同じ。)の新築等をしようとする者及び当該者が他人に当該新築等に係る分譲マンションの住戸の販売又は媒介の委託を行った場合において当該販売又は媒介の委託を受けた者は、当該分譲マンションの住戸を購入しようとする者に対し、当該分譲マンションの環境性能の内容を説明するよう努めなければならない。

第4節緑化の推進による地球温暖化対策等

(緑化の推進)

第27条土地又は建築物の所有者及び管理者は、温室効果ガスの排出の抑制等のため、当該土地又は建築物の緑化の推進に努めなければならない。

(特定緑化建築物等の緑化)

第28条都市計画法(昭和43年法律第100号)第7条第1項の市街化区域その他規則で定める区域内においては、敷地面積が1,000平方メートル以上の建築物の新築等(既存の建築物の敷地内において行う新築等の場合にあっては、当該新築等に係る部分の床面積の合計が当該既存の建築物の床面積の合計の10分の2以下のものを除く。)をしようとする者(以下「特定緑化建築主」という。)は、当該新築等に係る建築物及びその敷地(以下「特定緑化建築物等」という。)の緑化率を、別表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める割合以上としなければならない。

2 前項の「緑化率」とは、建築物及びその敷地に係る緑化施設(植栽、花壇その他の緑化のための施設及び敷地内の保全された樹木並びにこれらに附属して設けられる園路、土留その他の施設をいう。)及び太陽光発電装置その他再生可能エネ

ルギーを利用したエネルギーの供給設備（当該建築物の空地，屋上その他の屋外に設けられるものに限る。以下「緑化施設等」という。）に係る面積（以下「緑化施設等面積」という。）の敷地面積（当該敷地内に規則で定める部分を含むものにあつては，当該部分の面積を除いた面積）に対する割合をいう。

3 緑化施設等面積は，規則で定めるところにより算出するものとする。

4 建築基準法第86条第1項から第4項まで（これらの規定を同法第86条の2第8項において準用する場合を含む。）の規定により一の敷地とみなされる一団地又は一定の一団の土地の区域内の建築物については，当該一団地又は区域を当該建築物の一の敷地とみなして第1項の規定を適用する。

（緑化計画書の作成等）

第29条特定緑化建築主は，次に掲げる事項を記載した計画書（以下「緑化計画書」という。）を作成し，市長に提出しなければならない。

- (1) 特定緑化建築主の氏名及び住所（法人にあつては，その名称，代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 特定緑化建築物等の名称及び所在地
- (3) 特定緑化建築物等の概要
- (4) 特定緑化建築物等に係る緑化施設等の概要
- (5) 前各号に掲げるもののほか，規則で定める事項

2 特定緑化建築主は，特定緑化建築物等に係る工事が完了するまでの間において，前項各号に掲げる事項を変更しようとするときは，その内容を市長に届け出なければならない。ただし，規則で定める軽微な変更については，この限りでない。

（工事完了等の届出）

第30条特定緑化建築主は，特定緑化建築物等に係る工事が完了したとき，又は当該工事を取りやめたときは，速やかに，その旨を市長に届け出なければならない。

（特定緑化建築物等の維持管理）

第31条特定緑化建築物等に係る工事の完了後，当該特定緑化建築物等の所有者及び管理者は，その緑化施設等の適切な維持管理をするよう努めなければならない。

（適用除外）

第32条この節（第27条を除く。）の規定は，次に掲げる建築物及びその敷地については，適用しない。

- (1) 工場立地法（昭和34年法律第24号）第6条第1項の特定工場の用に供する建築物
- (2) 前号に掲げるもののほか，第28条第1項の緑化率を別表の右欄に定める割合以上としないことについて正当な理由があると認められる建築物その他の規則で定める建築物

第5節再生可能エネルギーの利用による地球温暖化対策等

（再生可能エネルギーの利用）

第33条事業者及び市民は，エネルギーの使用に当たっては，再生可能エネルギーの優先的な利用に努めなければならない。

（エネルギー環境指針の策定等）

第34条市長は，電気の供給における温室効果ガスの排出の抑制等に関し，当該年度の初日において本市の区域内に電気を供給する事業者（電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第2号の一般電気事業者及び同項第8号の特定規模電気事業者に限る。以下「特定エネルギー事業者」という。）が講ずべき措置その他の事項に関する指針（以下「エネルギー環境指針」という。）を定めるものとする。

2 市長は，エネルギー環境指針を定めたときは，速やかに，これを公表するものとする。これを変更したときも，同様とする。

（エネルギー環境計画書の作成等）

第35条特定エネルギー事業者は，毎年度，エネルギー環境指針に基づき，次に掲げる事項を記載した計画書（以下「エネルギー環境計画書」という。）を作成し，市長に提出しなければならない。

- (1) 特定エネルギー事業者の氏名及び住所（法人にあつては，その名称，代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 電気の供給における温室効果ガスの排出の量の抑制に関する措置及び目標
- (3) 電気の供給における再生可能エネルギーの利用の拡大に関する措置及び目標

(4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 特定エネルギー事業者は、前項又はこの項の規定により提出したエネルギー環境計画書の内容を変更したときは、速やかに、変更後のエネルギー環境計画書を市長に提出しなければならない。

3 特定エネルギー事業者は、エネルギー環境計画書（エネルギー環境計画書の内容を変更したときは、変更後のエネルギー環境計画書。以下同じ。）に基づき、温室効果ガスの排出の抑制等に努めなければならない。

（エネルギー環境報告書の作成等）

第36条特定エネルギー事業者は、毎年度終了後、前年度におけるエネルギー環境計画書に基づく措置の実施状況等を記載した報告書（以下「エネルギー環境報告書」という。）を作成し、市長に提出しなければならない。

（エネルギー環境計画書等の概要の公表）

第37条特定エネルギー事業者は、エネルギー環境計画書又はエネルギー環境報告書の提出をしたときは、その概要を公表しなければならない。

2 市長は、前項の提出があったときは、その概要を公表するものとする。

第6節その他の地球温暖化対策等

（本市、事業者及び市民の連携協力）

第38条本市、事業者及び市民は、地球温暖化対策等を推進するため、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。

（エネルギーの使用の抑制等）

第39条事業者及び市民は、温室効果ガスの排出の抑制等のため、エネルギーの使用に当たっては、その使用の合理化に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、その日常生活における電気、燃料等の使用状況に留意し、その効率的な利用を实践する生活様式への転換を図り、エネルギーの使用の抑制に努めなければならない。

（廃棄物等の発生の抑制等）

第40条事業者、市民及び滞在者は、温室効果ガスの排出の抑制等のため、廃棄物等（循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）第2条第2項の廃棄物等をいう。）の発生の抑制、再使用及び再生利用その他資源の有効利用に努めなければならない。

2 事業者、市民及び滞在者は、温室効果ガスの排出の抑制等のため、物品を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受けようとするときは、環境物品等（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）第2条第1項の環境物品等をいう。）を選択するよう努めなければならない。

（森林の保全及び整備）

第41条事業者及び市民は、森林の有する温室効果ガスの吸収作用の保全及び強化等を図るため、森林の保全及び整備に努めなければならない。

（地球温暖化対策等に関する教育及び学習の推進等）

第42条事業者及び市民は、地球温暖化対策等についての関心と理解を深めるとともに、地球温暖化対策等に関する教育及び学習を自ら進んで行うよう努めなければならない。

2 本市は、事業者及び市民が地球温暖化対策等についての関心と理解を深めるとともにこれらの者の地球温暖化対策等に関する活動を行う意欲が増進されるようにするため、地球温暖化対策等に関する教育及び学習の振興並びに広報活動の充実その他の必要な措置を講ずるものとする。

（国際協力の推進）

第43条本市、事業者及び市民は、地球温暖化対策等に関する国際協力の推進に努めるものとする。

第3章雑則

（指導及び助言）

第44条市長は、特定事業者、第13条第1項の規定により事業活動環境計画書を提出した事業者、特定自動車使用事業者、第19条第1項の規定により自動車環境計画書を提出した事業者、特定建築主、第25条第1項の規定により建築物環境計画書を提出した者、特定緑化建築主、特定エネルギー事業者その他の関係人に対し、この条例に基づく措置の

実施に関し必要な指導及び助言をすることができる。

(報告又は資料の提出)

第 4 5 条市長は、この条例の施行に必要な限度において、前条に規定する者に対し、この条例に基づく措置の実施状況その他の必要な事項について、報告又は資料の提出を求めることができる。

(立入調査等)

第 4 6 条市長は、この条例の施行に必要な限度において、本市の職員に、第 4 4 条に規定する者の同意を得て、当該者に係る事業所、建築物若しくはその工事現場その他の場所に立ち入り、施設、設備、建築物、帳簿、書類その他の物件を調査させ、又は関係人に質問させることができる。

2 前項の規定による立入調査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

(勧告)

第 4 7 条市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(1) 第 9 条第 1 項、同条第 5 項若しくは第 1 0 条(これらの規定を第 1 3 条第 2 項において準用する場合を含む。)、第 1 6 条第 1 項、同条第 3 項若しくは第 1 7 条(これらの規定を第 1 9 条第 2 項において準用する場合を含む。)、第 2 2 条第 1 項、第 2 9 条第 1 項、第 3 5 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 3 6 条の規定による提出をせず、又は虚偽の記載をして提出をした者

(2) 第 1 3 条第 1 項の事業活動環境計画書、第 1 9 条第 1 項の自動車環境計画書又は第 2 5 条第 1 項の建築物環境計画書に虚偽の記載をして提出をした者

(3) 第 1 1 条第 1 項(第 1 3 条第 2 項において準用する場合を含む。)、第 1 8 条第 1 項(第 1 9 条第 2 項において準用する場合を含む。)又は第 3 7 条第 1 項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をした者

(4) 第 2 2 条第 1 項又は第 2 5 条第 1 項の規定により提出した建築物環境計画書の内容(第 2 2 条第 2 項(第 2 5 条第 2 項において準用する場合を含む。))の規定による届出の内容を含む。)と異なる工事をしていると認められる者

(5) 第 2 2 条第 2 項若しくは第 2 3 条(これらの規定を第 2 5 条第 2 項において準用する場合を含む。)、第 2 9 条第 2 項又は第 3 0 条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(6) 第 2 9 条第 1 項の規定により提出した緑化計画書の内容(同条第 2 項の規定による届出の内容を含む。次号において同じ。)又は第 3 0 条の規定による工事の完了に係る届出の内容が第 2 8 条第 1 項の規定に違反している者

(7) 第 2 9 条第 1 項の規定により提出した緑化計画書の内容と異なる工事をしていると認められる者

(8) 第 4 5 条の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

(公表等)

第 4 8 条市長は、前条の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、その旨並びに当該勧告を受けた者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)を公表することができる。

2 市長は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ、公表の対象となる者にその理由を通知し、規則で定めるところにより、意見を述べる機会を与えなければならない。

(委任規定)

第 4 9 条この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附則

1 この条例は、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 8 条の規定は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。

2 平成 2 2 年度における第 9 条第 3 項の規定の適用については、同項中「1 2 月 3 1 日まで」とあるのは、「1 2 月 3 1 日まで(当該期間により難い特別な事情があると市長が認める場合にあつては、特定年度)」とする。

3 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前において、建築基準法第 6 条第 1 項の規定による確認の申請又は同法第 1 8 条第 2 項の規定による計画の通知がされている建築物については、第 2 2 条及び第 2 3 条の規定は、適用しない。

4 施行日前において、建築基準法第 6 条第 1 項の規定による確認の申請又は同法第 1 8 条第 2 項の規定による計画の通知がされている建築物及びその敷地については、第 2 8 条から第 3 1 条までの規定は、適用しない。

5 前 3 項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置に関する事項は、規則で定める。

6 市長は、この条例の施行後 5 年以内に、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

別表（第28条関係）

区 分	割 合
建ぺい率の最高限度が10分の4以下の建築物の敷地	当該建築物の敷地面積の100分以下の20
建ぺい率の最高限度が10分の4を超え、10分の5以下の建築物の敷地	当該建築物の敷地面積の100分の15
建ぺい率の最高限度が10分の5を超え、10分の7以下の建築物の敷地	当該建築物の敷地面積の100分の10
建ぺい率の最高限度が10分の7を超える建築物の敷地及び建築基準法の規定による建ぺい率に関する制限を受けない建築物の敷地	当該建築物の敷地面積の100分の5

備考この表において「建ぺい率の最高限度」とは、建築基準法第53条の規定による建ぺい率の最高限度をいう。

【特別区】

○千代田区地球温暖化対策条例（平成20年1月1日／平成20年1月1日）

目次

前文

第1章 はじめに（第1条 - 第8条）

第2章 地球温暖化対策の取組み（第9条 - 第16条）

第3章 推進制度（第17条 - 第21条）

第4章 その他（第22条）

附則

「千代田区は日本の経済の中心、だけど比較的緑が多くて、産業と自然の調和がとれた、過ごしやすい区だよな。」

「今よりもっと千代田区を緑でいっぱいにして『緑の区、千代田』と呼ばれるようにしたいね。」

「そうだね。経済だけでなく環境対策でも中心地となる千代田区になったらいいな。」

「環境問題といってもいろいろあるよね。」

「うん、なかでも今は地球温暖化が深刻になってきているよ。」

「そうか。地球温暖化か。地球温暖化は大きな気候変動をもたらし、大規模な自然災害の原因となって、生活や経済に大きな影響を与えるという問題があるよ。」

「ねえ、千代田区は、昼と夜の人口が大きく違うよね。」

「そう、住んでいる人よりも、仕事や勉強に来る人のほうが多いんだ。だから、区外から来る人にも地球温暖化防止を呼びかけなくてはならないよね。」

「千代田区で地球温暖化対策が進んでいけば、きっと他の地域にも、地球温暖化への意識が広がっていくよ。」

「千代田区を、地球温暖化対策で一歩先を行く発信地にしていこう。」

「みなさん、地球の中の日本、日本の中の東京、東京の中の千代田区として地球温暖化防止への取組みを進めましょう。」

「千代田区が動いて、周辺の地域に、全国に、環境への取組みを働きかけていこう。」

「世界中にこの取組みを伝え、次の世代の人々に美しい地球を残しましょう。」

区内の中学生より

地球温暖化による気候変動は、すでに異常気象などにより私たちの生活に影響をもたらしています。このまま放置すれ

ば、砂漠化の進行や海面上昇などの直接的な影響のほか、食料不足、飲料水の枯渇、生態系の破壊など、人類の生存基盤に一層深刻な影響が出てくるものと予想されています。

このため 2050 年までには、地球温暖化の主要原因である温室効果ガス排出量を、世界全体で半分以下にする必要があるといわれています。

千代田区で排出される温室効果ガスのほとんどは二酸化炭素です。

千代田区には、わが国を代表する大企業や官公庁などが多く存在していて、今後も活発な事業活動や都市の再整備が見込まれるため、このままだとそのエネルギー消費により二酸化炭素の排出は増え続けます。

千代田区は、経済と環境とが調和した二酸化炭素の排出が少ない社会をめざし、この美しい地球を良好な状態で、こどもたちやさらに未来の人々に引き継ぐため、この条例を制定します。

第 1 章 はじめに

(目的)

第 1 条 この条例は、地球温暖化の防止に関し、次のことを定め、千代田区（以下「区」といいます。）にかかわるすべての人々が将来にわたり、より健康で快適な生活をおくれるようにするとともに、地球全体の環境保全に貢献することを目的とします。

- (1) 地球温暖化対策の基本となる考え方
- (2) 区や区民、事業者の責務
- (3) 地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進

(ことばの意味)

第 2 条 この条例で用いられることばの意味は、以下のとおりです。

(1) 地球温暖化

人々の活動に伴い発生する二酸化炭素などが増加することによって、地球全体の地表と大気の温度を上昇させる現象をいいます。

(2) 地球温暖化対策

人々の活動に伴い発生する二酸化炭素の量を減らすなど、地球温暖化の防止に役立つ方法をいいます。

(3) 区民

区内に住んでいる人や、区内の企業や学校などで働き学ぶ人、買い物などで一時的に区を訪れる人をいいます。

(4) 事業者

企業、官公庁（区を除きます。）その他の団体や個人事業主をいいます。

(5) 京都議定書目標達成計画

気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書（平成 17 年条約第 1 号）に基づき、政府が定めた計画をいいます。

(6) 地球温暖化配慮行動

省エネルギーや省資源の取組みなど、地球温暖化の防止に役立つ行動をいいます。

(7) 環境マネジメントシステム

「計画、実行、評価、見直し」の繰返しにより、環境により良い行動を継続的に行う仕組みをいいます。

(8) 千代田エコシステム

区にかかわるすべての人々が取り組みやすい環境マネジメントシステムをいいます。

(9) 再生可能エネルギー

太陽光や風力など、二酸化炭素の発生が少なく、繰り返し活用できるエネルギーをいいます。

(10) 未利用エネルギー

下水の熱や地中熱など、あまり利用されていないエネルギーをいいます。

(11) 公有施設

区をはじめとする官公庁など、公的機関が保有する施設をいいます。

(12) 低炭素型社会

人々の活動に伴い発生する二酸化炭素の量が少なく、地球全体の環境保全に貢献する社会をいいます。

(13) エネルギー事業者

電気やガスなどのエネルギーを供給する事業者をいいます。

(基本となる考え方)

第3条 区は、次の考え方に基づいて地球温暖化対策(以下「温暖化対策」といいます。)に取り組みます。

- (1) 区民が健康で快適に暮らすためのより良い環境を保ち、子どもたちやさらに未来の人々へ引き継ぎます。
- (2) サービスの提供や都市の再整備などの事業活動と、より良い環境とがともに成り立つ社会をめざします。
- (3) 区や区民、事業者は、互いに知恵と力を出しあって、広く日常生活や事業活動のすべてにおいて温暖化対策に取り組みます。

(対策目標)

第4条 区は、次に定める目標を達成する社会をめざし、区民や事業者と協力しあって、温暖化対策に取り組みます。

(1) 短期目標

2012年までに、京都議定書目標達成計画に定められた業務部門や家庭部門の水準を達成します。

(2) 中期目標

2020年までに、区内の二酸化炭素排出量を1990年比で25%削減します。

(区の責務)

第5条 区の責任として行わなければならないことは、次のとおりです。

- (1) 温暖化対策に役立てるための計画や指針などを作成し、推進すること。
- (2) 区民や事業者に対し、区が実施する温暖化対策への参加協力を促すこと。
- (3) 区の事務や事業に関し、率先して温暖化対策に努めること。

(区民の責務)

第6条 区民の責任として行わなければならないことは、次のとおりです。

- (1) 日常生活や区内でのいろいろな活動において、温暖化対策に努めること。
- (2) 区が実施する温暖化対策に協力すること。
- (3) 他の区民、事業者が実施する温暖化対策に協力するよう努めること。

(事業者の責務)

第7条 事業者の責任として行わなければならないことは、次のとおりです。

- (1) 事業活動を行うとき、温暖化対策に努めること。
- (2) 事業活動に関して、区が実施する温暖化対策に協力すること。
- (3) 事業活動に関して、区民や他の事業者が実施する温暖化対策に協力するよう努めること。

(公表)

第8条 区長は、区内の二酸化炭素排出量を定期的に公表します。

2 区長は、具体的な温暖化対策の取組みや成果をその都度明らかにします。

第2章 地球温暖化対策の取組み

(地域推進計画)

第9条 区長は、区全体の温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するため、地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号。以下「温暖化対策推進法」といいます。)に基づく地域推進計画を定めます。

2 地域推進計画は、次の事項を定めます。

- (1) 温暖化対策に関する計画期間や目標
- (2) 温暖化対策に関する具体的な方法
- (3) その他、温暖化対策の推進に役立つ事項

3 区長は、地域推進計画を定めるときや変更するときは、区民や事業者の意見を反映するよう努めます。

4 区長は、地域推進計画を定めたときや変更したときは、速やかに公表します。

(区の実行計画)

第10条 区長は、区の事務や事業に関し、自ら率先して温暖化対策に取り組むため、温暖化対策推進法に基づく実行計画を定めます。

(国や東京都などとの連携)

第11条 区は、温暖化対策を推進するため、広域的な取組みについては、国や東京都、他の地方公共団体と連携するよう努めます。

2 区は、近隣の地方公共団体と連携して、温暖化対策を推進するよう努めます。

(環境にかかわる教育や学習)

第12条 区は、区民や事業者の地球温暖化配慮行動(以下「配慮行動」といいます。)を促すため、環境にかかわる教育を推進します。

2 区民や事業者は、環境にかかわる教育を行うとともに、学習に努め、配慮行動を実施するものとします。

(環境マネジメントシステム)

第13条 事業者は、千代田エコシステムなど環境マネジメントシステムの導入に努めるものとします。

2 区は、区民や事業者へ千代田エコシステムの普及を促します。

3 区民は、千代田エコシステムへの参加に努めるものとします。

(建物に関するエネルギー対策)

第14条 区は、建物から排出される二酸化炭素の削減を図るため、次のエネルギー対策(以下「建物のエネルギー対策」といいます。)に取り組みます。

(1) 建物の省エネルギー化

(2) 再生可能エネルギーの導入

(3) 未利用エネルギーの有効活用

2 公有施設を新築、増改築する者は、建物のエネルギー対策を導入するものとします。

3 公有施設を維持管理する者は、建物のエネルギー対策に努めるものとします。

(エネルギーの適切な使用)

第15条 区民や事業者は、日常生活や事業活動において、エネルギーを無駄なく適切に使用するものとします。

2 区民や事業者は、省エネルギー効率に最も優れた電気機器やガス機器など(以下「機器」といいます。)の使用に努めるものとします。

3 区は、区民や事業者が機器を買い替えるとき、省エネルギー効率に最も優れた機器の導入を支援します。

(相互支援の促進)

第16条 区は、区民や事業者が他の区民や事業者の行う温暖化対策について支援することを促進します。

第3章 推進制度

(配慮行動の促進)

第17条 区は、区民や事業者の配慮行動を促進するための指針(以下「配慮行動指針」といいます。)を作成し、公表します。

2 規則で定める一定規模以上の事業者(以下「特定事業者」といいます。)は、配慮行動指針に基づいて、積極的に従業員への環境教育などに取り組み、区長に対して定期的に計画書や報告書を提出するものとします。

3 特定事業者以外の事業者と区民は、配慮行動指針に基づいて、配慮行動に取り組み、区長に対して計画書や報告書を提出することができます。

4 区長は、大幅に二酸化炭素を減らすなど、模範となる配慮行動を行った区民や事業者を表彰し、公表します。

(低炭素型社会の形成)

第18条 区は、低炭素型社会の形成に関する指針を作成し、公表します。

2 区は、区内全域で、次のエネルギー対策に取り組みます。

(1) 区長は、規則で定める一定規模以上の建物の新築や増改築を行う者に対し、低炭素型社会の形成に関する指針に基づいて、建物のエネルギー対策を求めます。

(2) 建物のエネルギー対策を求められた者は、区長に計画書を提出し、建物のエネルギー対策の内容について協議を行う

ものとしします。

3 区は、さまざまなまちづくりの取組みと連動して、次の温暖化対策に取り組みます。

(1) 区長は、低炭素型社会の形成に関する指針に基づいて、地域の関係者と協議のうえ、より高い効果をあげるため集中的な温暖化対策を行う地域を温暖化対策促進地域として指定します。

(2) 区長は、温暖化対策促進地域の関係者と協議を行い、低炭素型社会をめざした取組みを進めます。

(経済的支援)

第 19 条 区は、区民や事業者が行う温暖化対策について、基金の活用などにより経済的支援を行います。

2 区は、区民や事業者が他の区民や事業者の行う温暖化対策を支援できる仕組みを設けます。

3 区長は、温暖化対策推進のための資金の一部として、区民や事業者からの寄附のほか規則で定める一定の建築行為等を行う者に対して、適切な負担を求めることができるものとしします。

(エネルギー事業者への協力依頼)

第 20 条 区長は、区内の二酸化炭素排出量を把握するため、エネルギー事業者に区内の総エネルギー使用実績の提出を依頼します。

2 エネルギー事業者は、区長の依頼に応じて協力するものとしします。

(推進体制)

第 21 条 区長は、温暖化対策に関するさまざまな取組みを計画的に推進するため、必要な体制を整備します。

2 区長は、温暖化対策の推進や取組みの評価などに関する意見を聴くため、有識者や区民などから構成される組織を設置します。

3 区長は、温暖化対策を適切に推進するため、区民や事業者と連携した組織を設け、温暖化対策に関する情報提供や技術支援を行います。

第 4 章 その他

(その他必要な事項)

第 22 条 この条例の施行について必要な事項は、区長が別に規則で定めます。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成 20 年 1 月 1 日から施行します。ただし、第 17 条から第 19 条までの規定と第 21 条の規定については、規則で定める日から施行します。

(条例の見直し)

2 この条例は、温暖化対策をめぐる技術の進歩や国内外の情勢の変化に合わせて、その都度見直すものとしします。

【市】

○埼玉県：川越市地球温暖化対策条例 (平成 19 年 12 月 19 日／平成 19 年 12 月 19 日)

(目的)

第一条 この条例は、川越市良好な環境の保全に関する基本条例(平成十八年条例第三十六号)第三条に定める基本理念にのっとり、地球温暖化の防止について、市、事業者、市民等の責務を明らかにするとともに、地球温暖化対策に関する計画の策定その他の地球温暖化の防止に関し必要な事項を定めることにより、地球温暖化対策の推進を図り、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 地球温暖化 地球温暖化対策の推進に関する法律(平成十年法律第百十七号。以下この条において「法」という。)第二条第一項に規定する地球温暖化をいう。

二 地球温暖化対策 温室効果ガスの排出の抑制並びに吸収作用の保全及び強化(以下「温室効果ガスの排出の抑制等」という。)その他の地球温暖化の防止を図るための施策をいう。

三 温室効果ガス 法第二条第三項に規定する温室効果ガスをいう。

四 温室効果ガスの排出 法第二条第四項に規定する温室効果ガスの排出をいう。

(市の責務)

第三条 市は、総合的かつ計画的な地球温暖化対策を策定し、及び実施するものとする。

2 市は、事業者、市民、民間団体及び滞在者が行う温室効果ガスの排出の抑制等を促進するための措置を講ずるものとする。

3 市は、その事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置を講ずるものとする。

(事業者の責務)

第四条 事業者は、その事業活動に関し、温室効果ガスの排出の抑制等のための措置を自主的かつ積極的に講ずるように努めるとともに、市が実施する地球温暖化対策に協力しなければならない。

(市民の責務)

第五条 市民は、その日常生活に関し、温室効果ガスの排出の抑制等のための措置を自主的かつ積極的に講ずるように努めるとともに、市が実施する地球温暖化対策に協力しなければならない。

(民間団体の責務)

第六条 民間団体(市民及び事業者の組織する民間の団体をいう。以下同じ。)は、その活動に関し、温室効果ガスの排出の抑制等のための措置を自主的かつ積極的に講ずるように努めるとともに、市が実施する地球温暖化対策に協力するように努めなければならない。

2 環境の保全を図る活動を行うことを主たる目的として組織された民間団体は、その活動を通じて、地球温暖化の防止に関し、事業者、市民及び滞在者の理解を深め、これらの者の地球温暖化対策に対する参加と協働を促進するように努めるものとする。

(滞在者の責務)

第七条 観光旅行者その他の滞在者は、その滞在中の活動に関し、温室効果ガスの排出の抑制に努めるとともに、市が実施する地球温暖化対策に協力するように努めなければならない。

(地球温暖化対策地域推進計画)

第八条 市長は、地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するため、地球温暖化対策に関する計画(以下この条において「地球温暖化対策地域推進計画」という。)を定めなければならない。

2 地球温暖化対策地域推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 温室効果ガスの排出の抑制等に関する目標値

二 前号に規定する目標値を達成するために必要な施策に関する事項

三 前二号に掲げるもののほか、地球温暖化対策の推進に関し必要な事項

3 市長は、地球温暖化対策地域推進計画を策定するに当たっては、川越市良好な環境の保全に関する基本条例第三十一条の規定により設置された川越市環境審議会の意見を聴かななければならない。

4 市長は、地球温暖化対策地域推進計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、地球温暖化対策地域推進計画の変更について準用する。

6 市長は、毎年度、地球温暖化対策地域推進計画に基づく地球温暖化対策の実施状況について、報告書を作成し、これを公表するものとする。

(温室効果ガス排出削減指針)

第九条 市長は、事業活動に伴う温室効果ガスの排出の量が相当程度多い事業者として規則で定める者(以下「特定排出事業者」という。)がその事業活動において講ずべき温室効果ガスの排出の抑制等のための措置に関する指針(次項において「温室効果ガス排出削減指針」という。)を定めるものとする。

2 市長は、温室効果ガス排出削減指針を定め、又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

(温室効果ガス排出削減計画書の作成等)

第十条 特定排出事業者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した計画書(以下「温室効果ガス排出削減計画書」という。)を作成し、市長に提出しなければならない。

- 一 事業活動に伴う温室効果ガスの排出の状況
- 二 事業活動に伴う温室効果ガスの排出の抑制等に係る措置及び目標
- 三 前二号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 特定排出事業者は、温室効果ガス排出削減計画書の内容を変更したときは、規則で定めるところにより、変更後の温室効果ガス排出削減計画書を速やかに市長に提出しなければならない。

(実施状況書の提出)

第十一条 特定排出事業者は、規則で定めるところにより、温室効果ガス排出削減計画書に基づく温室効果ガスの排出の抑制等のための措置の実施状況を記載した書面を作成し、これを市長に提出しなければならない。

(温室効果ガス排出削減計画書等の公表)

第十二条 市長は、第十条第一項若しくは第二項の規定による温室効果ガス排出削減計画書の提出又は前条の規定による書面の提出があったときは、規則で定めるところにより、その概要を公表するものとする。

(建築物環境配慮指針)

第十三条 市長は、建築物の規則で定める規模以上の新築、増築又は改築をしようとする者(以下「特定建築主」という。)が建築物の環境に対する配慮に係る措置を適正に講ずるために必要な事項に関する指針(次項において「建築物環境配慮指針」という。)を定めるものとする。

2 市長は、建築物環境配慮指針を定め、又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

(建築物環境配慮計画書の作成等)

第十四条 特定建築主は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した計画書(以下「建築物環境配慮計画書」という。)を作成し、市長に提出しなければならない。

- 一 建築物の概要
- 二 建築物の環境に対する配慮に係る措置
- 三 前二号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 特定建築主は、建築物環境配慮計画書の内容を変更したときは、規則で定めるところにより、変更した内容を記載した書面を市長に提出しなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

(工事完了の届出)

第十五条 特定建築主は、当該建築物に係る工事が完了したときは、規則で定めるところにより、速やかに市長に届け出なければならない。

(建築物環境配慮計画書等の公表)

第十六条 市長は、第十四条第一項の規定による建築物環境配慮計画書の提出、同条第二項の規定による書面の提出又は前条の規定による工事完了の届出があったときは、規則で定めるところにより、その概要を公表するものとする。

(省エネルギーの性能表示)

第十七条 特定機械器具(一般消費者が通常生活の用に供する機械器具で、温室効果ガスの排出の量が相当程度多いものとして規則で定めるものをいう。以下この条において同じ。)を一の販売店において規則で定める台数以上陳列して販売する事業者(以下「特定機械器具販売事業者」という。)は、当該販売店において、規則で定めるところにより、エネルギーの消費量との対比における当該特定機械器具の性能に関する情報を適切に表示しなければならない。

2 特定機械器具を一の販売店において前項の規則で定める台数未満陳列して販売する事業者は、同項に規定する表示を行うように努めなければならない。

(指導及び助言)

第十八条 市長は、事業者、市民及び民間団体が温室効果ガスの排出の抑制等のための措置を実施する場合において、必要な指導及び助言をすることができる。

(報告及び資料の提出)

第十九条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、特定排出事業者、特定建築主及び特定機械器具販売事業者に対し、この条例に基づく措置の実施の状況その他の必要な事項について、報告又は資料の提出を求めることができる。

2 市長は、この条例の施行に必要な限度において、規則で定めるエネルギーを市内に供給している事業者のうち規則で定めるものに対し、エネルギーの供給量その他の規則で定める事項について、報告又は資料の提出を求めることができる。
(勧告及び公表)

第二十条 市長は、第十条第一項若しくは第二項、第十一条若しくは第十四条第一項若しくは第二項の規定による提出又は第十五条の規定による届出(以下この項において「提出等」という。)をすべき者が、正当な理由がなく提出等をせず、又は虚偽の記載をして提出等をしたときは、その者に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

2 市長は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。この場合において、当該公表の相手方に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(表彰)

第二十一条 市長は、温室効果ガスの排出の抑制等に関し特に優れた取組をしたものを表彰することができる。

(助成措置)

第二十二条 市は、事業者、市民及び民間団体が温室効果ガスの排出の抑制等のための措置を推進するために行う施設の整備又は体制の整備その他これらに類する取組のために必要があるときは、助成措置を講ずるように努めるものとする。

(委任)

第二十三条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九条及び第十三条 平成二十年十月一日

二 第十四条から第十七条まで、第十九条第一項(特定建築主及び特定機械器具販売事業者に係る部分に限る。)及び第二項並びに第二十条(第十四条及び第十五条に係る部分に限る。) 平成二十一年一月一日

三 第十条から第十二条まで、第十九条第一項(特定建築主及び特定機械器具販売事業者に係る部分を除く。)及び第二十条(第十四条及び第十五条に係る部分を除く。) 平成二十一年四月一日

○埼玉県：戸田市地球温暖化対策条例 (平成21年12月21日/平成22年6月1日)

(目的)

第1条 この条例は、戸田市環境基本条例(平成12年条例第6号。以下「基本条例」という。)に定める基本理念にのっとり、地球温暖化対策に関し、市民等及び市の責務を明らかにするとともに、温室効果ガスの排出量の削減の目標その他の必要な事項を定めることにより、地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって現在及び将来の市民等の健全な生活を確保するとともに持続可能な社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 地球温暖化 地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号。以下この条において「法」という。)

第2条第1項の地球温暖化をいう。

(2) 地球温暖化対策 温室効果ガスの排出の抑制並びに吸収作用の保全及び強化その他の地球温暖化の防止又は地球温暖化への適応を図るための取組をいう。

(3) 温室効果ガス 法第2条第3項の温室効果ガスをいう。

(4) 温室効果ガスの排出 法第2条第4項の温室効果ガスの排出をいう。

(5) 再生可能エネルギー 太陽光、風力その他規則で定めるエネルギーをいう。

(6) 市民等 基本条例に規定する市民、来訪者及び事業者をいう。

(基本理念)

第3条 地球温暖化対策の基本理念は、次に掲げるとおりとする。

(1) 多量のエネルギー消費による快適性を追求した社会が、地球環境への負荷を生じているという基本的な認識に立つものであること。

(2) 地球温暖化対策は、現在だけでなく将来に向けての視野を持って取り組む課題であるという認識に立つものであること。

(3) 自然環境は、それ自体に価値があるだけでなく、様々な点で人類の生存に不可欠な要素であることから、その保全が重要であるという認識に立つものであること。

(4) 廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用等によって限りある資源の有効利用を推進し、温室効果ガスの排出抑制等の地球環境への負荷の低減を図るという認識に立つものであること。

(5) 環境問題に関する正確な知識の共有は、地球温暖化対策には不可欠であるという認識に立つものであること。

(削減目標)

第4条 市内における温室効果ガスの排出量の削減目標については、戸田市地球温暖化対策に関する実行計画(以下「地球温暖化対策実行計画」という。)で定める。

(市民等の責務)

第5条 市民等は、日常の生活において温室効果ガスの排出抑制及びその吸収源である森林、緑地等の確保に配慮するとともに、市と協働して削減目標を達成するよう努めるものとする。

(市の責務)

第6条 市は、地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進し、市民等と協働して削減目標を達成するよう努めるものとする。

2 市は、市内における温室効果ガスの排出の総量を計画的に削減するため、財政上その他の必要な措置を講じなければならない。

(地球温暖化対策実行計画)

第7条 市長は、地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するため、地球温暖化対策実行計画を策定するものとする。

2 地球温暖化対策実行計画に定める事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 地球温暖化対策実行計画の期間及び目標に関すること。

(2) 温室効果ガスの排出の抑制及び削減に関すること。

(3) 温室効果ガスの吸収源の保全及び創出に関すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、地球温暖化対策に関し必要な事項に関すること。

3 市長は、地球温暖化対策実行計画を策定し、又は変更しようとするときは、基本条例第25条第1項の戸田市環境審議会及び市民等の意見を聴くものとする。

4 市長は、地球温暖化対策実行計画を策定し、又は変更したときは、これを公表するものとする。

(特定事業者等の地球温暖化対策計画)

第8条 事業活動に伴い、相当程度多い温室効果ガスの排出をする事業者として規則で定めるもの(以下「特定事業者」という。)は、規則で定めるところにより、温室効果ガスの排出量を削減するための定量的な目標を含む地球温暖化対策を総合的に実施するための計画(以下「地球温暖化対策計画」という。)を作成しなければならない。

2 地球温暖化対策計画に定める事項は、次に掲げるとおりとする。

(1) 事業活動に伴う温室効果ガスの排出状況

(2) 事業活動に伴う温室効果ガスの抑制のための措置及び目標

(3) 前2号に掲げるもののほか、地球温暖化対策の推進を図るために必要な事項

3 特定事業者は、地球温暖化対策計画を作成し、又は変更したときは、規則で定めるところにより、市長に提出するとともに、自ら地球温暖化対策計画を公表しなければならない。

4 前項の規定により地球温暖化対策計画を提出した特定事業者は、毎年度、規則で定めるところにより、事業者ごとに、当該年度の前年度における温室効果ガスの排出量に関し、市長に報告しなければならない。

5 市長は、第3項の規定による地球温暖化対策計画の提出を受けたときは、これを公表するものとする。

6 特定事業者以外の事業者が、地球温暖化対策計画を任意に作成したときは、規則で定めるところにより市長に提出することができる。この場合において、当該計画の廃止等をしたときは、規則で定めるところにより市長に報告しなければならない。

(建築物環境配慮指針の策定)

第9条 市長は、建築主が建築物の環境への配慮を講ずべき措置に関する指針(以下「建築物環境配慮指針」という。)を

定めるものとする。

2 市長は、建築物環境配慮指針を定め、又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

(既存建築物の環境配慮)

第10条 規則で定める建築物を所有又は管理する者は、建築物の改修を行う際に再生可能エネルギーを活用するとともに、建築物環境配慮指針に基づいた改修を行うよう努めるものとする。

(特定建築物環境配慮計画の作成等)

第11条 規則で定める建築物の新築、増築及び改築をしようとする者(以下「特定建築主」という。)は、規則で定めるところにより、建築物環境配慮指針に基づき、次に掲げる事項を記載した計画(以下「特定建築物環境配慮計画」という。)を作成し、市長に提出しなければならない。

(1) 特定建築主の氏名及び住所(法人にあっては、名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)

(2) 建築物の名称及び所在地

(3) 建築物の概要

(4) 建築物の環境への配慮措置

(5) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 特定建築主は、特定建築物環境配慮計画の内容を変更(規則で定める軽微な変更を除く。)したときは、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

(工事完了の届出)

第12条 特定建築主は、特定建築物環境配慮計画に係る工事が完了したときは、規則で定めるところにより、速やかに市長に届け出なければならない。

(特定建築物環境配慮計画等の公表)

第13条 市長は、第11条第1項の規定による特定建築物環境配慮計画が提出され、若しくは同条第2項の規定による変更の届出がされ、又は前条の規定による特定建築物環境配慮計画に係る工事の完了の届出がされたときは、規則で定めるところにより遅滞なくその内容を公表するものとする。

(市の率先実行)

第14条 市は、自らの事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出量の削減を図るため、率先して温室効果ガスの排出量の削減に資する製品、役務及びエネルギーの利用その他の必要な措置を講ずるものとする。

(森林、緑地等の保全等)

第15条 市は、温室効果ガスの吸収作用の保全を図るため、森林、緑地等の保全及び緑化の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(廃棄物の発生の抑制等)

第16条 市民等は、廃棄物の発生の抑制、再利用及び再生利用その他の廃棄物の減量化並びに資源の有効な利用に努めなければならない。

(公共交通機関等の利用)

第17条 市民等は、可能な限り、公共交通機関又は自転車の利用により、自動車等の使用に伴う温室効果ガスの排出の抑制に努めなければならない。

2 市民等は、やむを得ず自動車等の使用をするときは、温室効果ガスの排出の抑制に配慮した運転に努めなければならない。

(教育)

第18条 市は、市民等が地球温暖化についての理解を深めることができるよう、地球温暖化対策を推進するための教育及び広報活動を推進するものとする。

2 市民等は、地球温暖化対策に関する学習及びその実践に努めなければならない。

(表彰)

第19条 市長は、地球温暖化対策を推進する活動を率先して行った市民等を表彰することができる。

(助成その他の措置)

第20条 市は、市民等による地球温暖化対策の推進を図るために行う施設の整備その他これに類する活動を促進するため

に必要があるときは、助成その他の措置を講ずるものとする。

(国及び他の地方公共団体との連携)

第21条 市は、地球温暖化対策を推進するため、国及び他の地方公共団体との連携に努めるものとする。

(委任)

第22条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年6月1日から施行する。ただし、第10条から第13条までの規定は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成23年4月1日前に建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項の規定による確認の申請書の提出又は同法第18条第2項の規定による通知がされた建築物については、第11条及び第12条の規定は、適用しない。

○千葉県：柏市地球温暖化対策条例 (平成19年3月28日/平成19年4月1日)

(目的)

第1条 この条例は、柏市環境基本条例(平成13年柏市条例第31号。以下「基本条例」という。)に定める基本理念にのっとり、地球温暖化対策に関し、市民等及び本市の責務を明らかにするとともに、温室効果ガスの排出の量の削減の目標その他必要な事項を定めることにより、地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 地球温暖化 地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号。以下「法」という。)第2条第1項に規定する地球温暖化をいう。
- (2) 地球温暖化対策 温室効果ガスの排出の抑制並びに吸収作用の保全及び強化その他の地球温暖化の防止を図るための施策をいう。
- (3) 温室効果ガス 法第2条第3項に規定する温室効果ガスをいう。
- (4) 温室効果ガスの排出 法第2条第4項に規定する温室効果ガスの排出をいう。
- (5) 市民等 本市の区域内に居住し、若しくは滞在し、又は当該区域内を通過する者及び事業者をいう。

(基本理念)

第3条 地球温暖化対策の基本理念は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 今を生きている私たちが便利さ及び快適さを追求した結果として、大量の温室効果ガスの排出をし続けることが地球温暖化の一因であるとの基本的な認識に立つものであること。
- (2) 気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書(以下「京都議定書」という。)が発効した今、本市における地球温暖化対策の推進に当たっては、市民等及び本市が協働して実践し、本市の良好な環境を将来の世代に引き継ぐものであること。
- (3) 温室効果ガスの排出の抑制をするため、自然エネルギーその他多様なエネルギー及び資源の効率的な活用等に配慮する持続可能なまちづくりに寄与するものであること。
- (4) 温室効果ガスの排出を削減するため、省エネルギーの推進を図るものであること。
- (5) 温室効果ガスの排出を削減するため、廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用等を推進し、資源循環型社会の構築に資するものであること。
- (6) 温室効果ガスの吸収作用を高めるため、柏市緑を守り育てる条例(平成7年柏市条例第23号)に基づく施策との連携を図り、かつ、手賀沼及び河川の浄化に配慮した緑の保全及び創造を推進するものであること。

(削減目標)

第4条 本市における温室効果ガスの排出の量の削減の目標は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 京都議定書の趣旨を踏まえ、平成 20 年から平成 24 年までの間における温室効果ガスの排出の量の 1 年当たりの平均値を平成 2 年の温室効果ガスの排出の量と比較して 6 パーセント以上削減すること。

(2) 本市が従来取り組んできた温室効果ガスの排出の量の削減の目標を踏まえ、平成 27 年度の温室効果ガスの排出の量を平成 12 年度の温室効果ガスの排出の量と比較して 10 パーセント以上削減すること。

2 前項に規定する削減の目標(以下「削減目標」という。)は、達成状況その他社会情勢の変化等を勘案し、適宜見直すものとする。

(市民等の責務)

第 5 条 市民等は、日常生活又は事業活動に関し、地球温暖化対策を常に念頭に置きつつ、必要な措置を講じるとともに、本市と協働して削減目標を達成するよう努めるものとする。

(本市の責務)

第 6 条 本市は、地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進し、市民等と協働して削減目標を達成するよう努めるものとする。

2 本市は、自ら率先し、本市の事務及び事業に関し、地球温暖化対策の推進に必要な措置を講じるものとする。

(対策計画)

第 7 条 市長は、地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するため、地球温暖化対策計画(以下「対策計画」という。)を策定し、及び実施するものとする。

2 対策計画に定める事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 対策計画の計画期間及び計画目標に関すること。

(2) 温室効果ガスの排出の抑制に関すること。

(3) 温室効果ガスの排出の削減に関すること。

(4) 温室効果ガスの吸収作用の保全及び強化に関すること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、地球温暖化対策の推進に関し必要な事項

3 市長は、対策計画を策定し、又は変更しようとするときは、基本条例に基づき設置する柏市環境審議会及び市民等の意見を聴くものとする。

4 市長は、対策計画を策定し、又は変更したときは、これを公表するものとする。

5 市長は、対策計画を実施するに当たっては、環境マネジメントシステム(環境に配慮した事業活動を自主的に進めるための目標を決定し、当該目標を達成するための取組を推進するための仕組みをいう。)を運用し、及びその実施状況を定期的に公表するものとする。

(特定排出者の削減計画)

第 8 条 事業活動(国又は地方公共団体の事務及び事業を含む。以下この条において同じ。)に伴い相当程度多い温室効果ガスの排出をする者として規則で定めるもの(以下「特定排出者」という。)は、規則で定めるところにより、事業所ごとに、温室効果ガス削減計画(以下「削減計画」という。)を策定し、及び実施しなければならない。

2 削減計画に定める事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 事業活動に伴う温室効果ガスの排出の状況

(2) 地球温暖化対策のための措置及び目標

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、地球温暖化対策の推進を図るために必要な事項

3 市長は、特定排出者が削減計画を策定し、又は変更しようとするときは、当該特定排出者に対し、必要な助言をすることができる。

4 特定排出者は、削減計画を策定し、又は変更したときは、規則で定めるところにより、市長にその内容を報告するとともに、自らその内容を公表しなければならない。

5 特定排出者は、毎年度、規則で定めるところにより、事業所ごとに、当該年度の前年度における温室効果ガスの排出の量に関し、市長に報告しなければならない。

6 市長は、第 4 項又は前項の規定による報告を受けたときは、これを公表するものとする。

(開発事業者等の配慮計画)

第 9 条 次の各号に掲げる事業活動をしようとする者(以下「開発事業者等」という。)は、規則で定めるところにより、

地球温暖化対策の推進を図るために必要な事項を記載した環境配慮計画(以下「配慮計画」という。)を策定し、及び実施しなければならない。

- (1) 都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 4 条第 12 項に規定する開発行為のうち、規則で定めるもの
- (2) 土地区画整理法(昭和 29 年法律第 119 号)第 2 条第 1 項に規定する土地区画整理事業のうち、規則で定めるもの
- (3) 都市再開発法(昭和 44 年法律第 38 号)第 2 条第 1 号に規定する市街地再開発事業のうち、規則で定めるもの
- (4) 大規模小売店舗立地法(平成 10 年法律第 91 号)第 5 条第 1 項に規定する大規模小売店舗の新設のうち、規則で定めるもの

2 市長は、開発事業者等が配慮計画を策定し、又は変更しようとするときは、当該開発事業者等に対し、必要な助言をすることができる。

3 開発事業者等は、配慮計画を策定し、又は変更したときは、規則で定めるところにより、市長にその内容を報告するとともに、自らその内容を公表しなければならない。

4 市長は、前項の規定による報告を受けたときは、これを公表するものとする。

(表彰)

第 10 条 市長は、地球温暖化対策の推進を図るための活動を率先して実践する市民等を適宜の方法により表彰することができる。

(助成その他の措置)

第 11 条 本市は、市民等が地球温暖化対策の推進を図るために行う施設の整備、研究開発その他これに類する活動を促進するために必要があるときは、助成その他の措置を講じることができる。

(情報の提供等)

第 12 条 本市は、市民等による地球温暖化対策の推進を図るための自発的な活動を促進するため、地球温暖化対策に資する学習の機会の提供、情報の提供その他必要な措置を講じるものとする。

2 本市は、前項の措置を講じる場合は、基本条例第 21 条第 3 項に規定する環境の研究及び学習を推進するための施設を活用するとともに、法第 23 条第 1 項の規定により千葉県知事が委嘱する地球温暖化防止活動推進員、法第 24 条第 1 項の規定により千葉県知事が指定する千葉県地球温暖化防止活動推進センター、教育機関等の協力を得るものとする。

(国及び他の地方公共団体との連携)

第 13 条 市長は、地球温暖化対策を広域的に推進するため、国及び他の地方公共団体との連携に努めるものとする。

(勧告及び公表)

第 14 条 市長は、次の各号に掲げる行為をしない者に対し、期限を定めて当該各号に掲げる行為をするよう勧告することができる。

- (1) 第 8 条第 1 項の規定による削減計画の策定又は実施
- (2) 第 8 条第 4 項の規定による削減計画の報告又は公表
- (3) 第 8 条第 5 項の規定による温室効果ガスの排出の量に関する報告
- (4) 第 9 条第 1 項の規定による配慮計画の策定又は実施
- (5) 第 9 条第 3 項の規定による配慮計画の報告又は公表

2 市長は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がないのに当該勧告に従わないときは、当該勧告に従わない者に意見を述べる機会を与えた上で、柏市公告式条例(昭和 29 年柏市条例第 3 号)第 2 条第 2 項第 1 号に規定する市庁舎掲示場への掲示及び柏市広報かしわ発行規則(昭和 47 年柏市規則第 30 号)に基づき発行する広報かしわへの掲載により、次に掲げる事項を公表することができる。

(1) 当該勧告に従わない者の氏名及び住所(当該者が法人である場合にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)

(2) 当該勧告の内容

(委任)

第 15 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第8条、第9条及び第14条の規定は、同年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 第9条の規定は、前項ただし書に規定する規定の施行の日前に許可の申請がなされた開発行為、認可の申請がなされた土地区画整理事業若しくは市街地再開発事業又は届出がなされた大規模小売店舗の新設については、適用しない。

○石川県：白山市地球温暖化対策条例（平成21年12月17日／平成22年1月1日）

目次

前文

第1章 総則（第1条―第6条）

第2章 地球温暖化対策地域推進計画等（第7条―第10条）

第3章 建築物に関する地球温暖化対策（第11条―第13条）

第4章 日常生活等における地球温暖化対策（第14条―第18条）

第5章 再生可能エネルギーの活用に関する地球温暖化対策（第19条）

第6章 森林の整備、保全等に関する地球温暖化対策（第20条）

第7章 交通・自動車に関する地球温暖化対策（第21条・第22条）

第8章 地球温暖化に関する普及啓発及び環境教育（第23条―第25条）

第9章 雑則（第26条―第32条）

附則

私たちは今、生活環境、自然環境そして地球環境など様々な環境問題に直面している。

とりわけ地球温暖化は、私たちが手に入れた、物の豊かさや生活の利便性といった一人一人の日々の暮らしと密接に関連しており、この課題を解決し、環境への負荷の少ない循環を基調とした持続可能な社会を構築していくためには行政のみならず事業者や市民一人一人が事業活動や日常生活の在り方を環境に配慮した方向へ変えていく努力が大切である。

私たちの住むまちは、緑豊かな白山と手取川さらには日本海を有する世界に誇れるふるさとである。

特に、さわやかな空気、清らかな水、広大な森林など豊かな自然資源は、持続可能な社会を構築するための貴重な財産である。

現在を生きる私たちは、このかけがえのない白山市の環境をしっかりと守り、恵み豊かな環境を将来の世代に引き継ぐことができるよう環境を保全する責務を有している。

平成20年7月には、地球温暖化防止を主たるテーマとして「北海道洞爺湖サミット」が開催され、地球温暖化の解決に向けて新たな未来の扉が開かれた。

また、平成21年12月には、コペンハーゲンで気候変動枠組条約第15回締約国会議が開催され、京都議定書に続く平成25年以降の地球温暖化対策が論議される。

この記念すべき年を契機として、未来に、私たちの決意を発信し、行動するため、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、白山市環境基本条例(平成17年白山市条例第145号)第3条に定める基本理念にのっとり、地球温暖化の防止について市、事業者、市民、環境の保全を図る活動を行うことを主たる目的として市民の組織する民間の団体(以下「民間団体」という。)及び滞在者(通勤、通学、旅行その他の所用のため本市に滞在する者をいう。以下同じ。)の責務を明らかにするとともに、地球温暖化対策に関する施策の実施について必要な事項を定めることにより、地球温暖化対策の推進を図り、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 地球温暖化 地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号。以下「法」という。)第2条第1項に規定する地球温暖化をいう。

(2) 地球温暖化対策 温室効果ガスの排出の抑制並びに吸収作用の保全及び強化(以下「温室効果ガスの排出の抑制等」という。)その他の地球温暖化の防止を図るための施策をいう。

(3) 温室効果ガスの排出 法第2条第4項に規定する温室効果ガスの排出をいう。

(市の責務)

第3条 市は、総合的かつ計画的な地球温暖化対策を策定し、及び実施しなければならない。

2 市は、事業者、市民、民間団体及び滞在者が行う温室効果ガスの排出の抑制等を促進するための措置を講ずるものとする。

3 市は、その事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置を講ずるものとする。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、その事業活動に関し、温室効果ガスの排出の抑制等のための措置を自主的かつ積極的に講ずるように努めるとともに、市が実施する地球温暖化対策に協力しなければならない。

(市民等の責務)

第5条 市民は、その日常生活に関し、温室効果ガスの排出の抑制等のための措置を自主的かつ積極的に講ずるように努めるとともに、市が実施する地球温暖化対策に協力しなければならない。

2 民間団体は、その活動を通じて、地球温暖化の防止に関し事業者、市民及び滞在者の理解を深め、これらの者の地球温暖化対策に対する参加と協働を促進しなければならない。

(滞在者の責務)

第6条 滞在者は、その滞在中の活動に関し、温室効果ガスの排出の抑制等に努めるとともに、市が実施する地球温暖化対策に協力するよう努めなければならない。

第2章 地球温暖化対策地域推進計画等

(地球温暖化対策地域推進計画)

第7条 市長は、地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するため、地球温暖化対策に関する計画(以下「地球温暖化対策地域推進計画」という。)を策定しなければならない。

2 地球温暖化対策地域推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 計画期間及び計画目標に関すること。

(2) 温室効果ガスの排出の抑制等に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、地球温暖化対策の推進に関し必要な事項

3 市長は、地球温暖化対策地域推進計画を策定するに当たっては、白山市環境審議会の意見を聴かななければならない。

4 市長は、地球温暖化対策地域推進計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、地球温暖化対策地域推進計画の変更について準用する。

6 市長は、地球温暖化対策地域推進計画に基づく措置及び施策の実施状況を公表するものとする。

(温室効果ガス排出削減計画書の作成等)

第8条 事業活動に伴う温室効果ガスの排出の量が相当程度多い事業者として規則で定める者(以下「特定排出事業者」という。)は、次に掲げる事項を記載した計画書(以下「温室効果ガス排出削減計画書」という。)を作成し、市長に提出しなければならない。

(1) 事業活動に伴う温室効果ガスの排出の状況

(2) 事業活動に伴う温室効果ガスの排出の抑制等に係る措置及び目標

(3) 前2号に掲げるもののほか、地球温暖化対策の推進を図るために必要な事項

2 特定排出事業者は、温室効果ガス排出削減計画書の内容を変更したときは、規則で定めるところにより、変更後の温室効果ガス排出削減計画書を速やかに市長に提出しなければならない。

(実施状況書の提出)

第9条 特定排出事業者は、規則で定めるところにより、温室効果ガス排出削減計画書に基づく温室効果ガスの排出の抑制等のための措置の実施状況を記載した書面を作成し、これを市長に提出しなければならない。

(温室効果ガス排出削減計画書等の公表)

第10条 市長は、第8条第1項若しくは第2項の規定による温室効果ガス排出削減計画書又は前条の規定による書面の提出があったときは、規則で定めるところにより、その概要を公表するものとする。

第3章 建築物に関する地球温暖化対策

(建築物環境配慮計画書の作成等)

第11条 規則で定める規模以上の建築物の新築、増築又は改築をしようとする者(以下「特定建築主」という。)は、次に掲げる事項を記載した計画書(以下「建築物環境配慮計画書」という。)を作成し、市長に提出しなければならない。

(1) 建築物の概要

(2) 建築物の環境に対する配慮に係る措置

(3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 特定建築主は、建築物環境配慮計画書の内容を変更したときは、規則で定めるところにより、変更した内容を記載した書面を市長に提出しなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

(工事完了の届出)

第12条 特定建築主は、当該建築物に係る工事が完了したときは、規則で定めるところにより、速やかに市長に届け出なければならない。

(建築物環境配慮計画書等の公表)

第13条 市長は、第11条第1項の規定による建築物環境配慮計画書若しくは同条第2項の規定による書面の提出又は前条の規定による工事完了の届出があったときは、規則で定めるところにより、その概要を公表するものとする。

第4章 日常生活等における地球温暖化対策

(生活様式等の転換の推進)

第14条 市は、事業活動及び日常生活における温室効果ガスの排出を抑制するための取組を推進しなければならない。

2 市民は、地球温暖化対策についての関心と理解を深めるとともに、温室効果ガスの排出の抑制等に取り組むよう努めるものとする。

(温室効果ガスの排出量がより少ない機械器具の使用)

第15条 電気機器、ガス器具その他のエネルギーを消費する機械器具(以下単に「機械器具」という。)を使用する者は、温室効果ガスの排出の量がより少ない機械器具を使用するよう努めるものとする。

(省エネルギー性能の表示)

第16条 特定機械器具(一般消費者が日常生活に使用する機械器具で、温室効果ガスの排出の量が相当程度多いものとして規則で定めるものをいう。以下同じ。)を一の販売店において規則で定める台数以上陳列して販売する事業者(以下「特定機械器具販売事業者」という。)は、当該販売店において規則で定めるところにより、エネルギーの消費量との対比における当該特定機械器具の性能に関する情報を適切に表示しなければならない。

2 特定機械器具を一の販売店において前項の規則で定める台数未満陳列して販売する事業者は、同項に規定する表示を行うよう努めなければならない。

3 特定機械器具販売事業者は、特定機械器具を購入しようとする者に対し、その販売する特定機械器具に係る省エネルギー性能について説明するよう努めなければならない。

(緑化の推進)

第17条 市は、温室効果ガスの排出の抑制等を図るため、市が設置し、又は管理する建築物及びその敷地の緑化の推進に努めなければならない。

2 前項の規定は、事業者について準用する。

3 市民は、自ら緑化の推進に努めるとともに、市が行う施策に協力しなければならない。

(地産地消の推進)

第18条 市は、温室効果ガスの排出の抑制等に資するため、生産者、事業者及び市民と連携し、及び協力して農林水産物をより身近な地域で優先して消費するよう努めなければならない。

第5章 再生可能エネルギーの活用に関する地球温暖化対策

(再生可能エネルギーの活用)

第19条 市は、再生可能エネルギーの導入を促進するための施策を推進しなければならない。

2 事業者及び市民は、事業活動及び日常生活において再生可能エネルギーの利用の促進に努めなければならない。

第6章 森林の整備、保全等に関する地球温暖化対策

(森林の整備、保全等)

第20条 市は、森林の整備及び保全を推進するため、造林、保育その他の森林施業を行うほか、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 事業者及び市民は、連携し、及び協働して、森林の適切な整備及び保全並びに森林資源の利用の推進に努めなければならない。

第7章 交通・自動車に関する地球温暖化対策

(公共交通機関等の利用への転換)

第21条 市民は、可能な限り自動車の使用に代えて、公共交通機関若しくは自転車の利用又は徒歩による移動に努めなければならない。

(エコドライブの推進)

第22条 自動車を運転する者は、温室効果ガスの排出の量がより少ない運転の方法(以下「エコドライブ」という。)の実施及び自動車の適正な整備に努めなければならない。

2 事業者は、その事業の用に供する自動車を運転する者に対し、エコドライブの実施について指導を行う等適切な措置を識ずるよう努めなければならない。

第8章 地球温暖化に関する普及啓発及び環境教育

(啓発活動及び広報活動)

第23条 市は、地球温暖化の現状及び地球温暖化対策の重要性について、事業者及び市民の理解を深めるため、啓発活動及び広報活動の充実に必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、民間団体が行う地球温暖化の現状及び地球温暖化対策の重要性についての啓発活動及び広報活動を支援するものとする。

3 事業者は、地球温暖化の防止に関し、その従業員の理解を深めるため、従業員に対して、地球温暖化の防止に関する情報の提供その他の必要な措置を識ずるよう努めるものとする。

(教育及び学習の振興)

第24条 市は、教育機関及び事業者その他の民間の団体と連携し、及び協働して、市民に対する地球温暖化対策に関する教育及び学習の振興並びに指導者の育成に努めるものとする。

(地球環境保全週間)

第25条 市は、地球温暖化対策について広く事業者及び市民の理解と関心を深めるため、白山市地球環境保全週間を設ける。

2 白山市地球環境保全週間は、7月7日から同月13日までとする。

3 市は、前項に定める期間に地球温暖化対策の趣旨にふさわしい取組を実施するよう努めなければならない。

第9章 雑則

(表彰)

第26条 市長は、温室効果ガスの排出の抑制等に関し、特に優れた取組をしたものを表彰することができる。

(助成措置)

第27条 市は、市民及び民間団体が温室効果ガスの排出の抑制等のための措置を推進するために行う施設の整備、研究開発その他これらに類する取組のために必要があるときは、助成その他の措置を講ずることができる。

(指導及び助言)

第28条 市長は、事業者及び市民が温室効果ガスの排出の抑制等のための措置を実施する場合において、必要な指導及び助言をすることができる。

(報告及び資料の提出)

第29条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、特定排出事業者、特定建築主及び特定機械器具販売事業者に対し、この条例に基づく措置の実施の状況その他必要な事項について、報告又は資料の提出を求めることができる。

(勧告及び公表)

第30条 市長は、第8条第1項若しくは第2項、第9条若しくは第11条第1項若しくは第2項の規定による提出又は第12条の規定による届出(以下この項において「提出等」という。)をすべき者が、正当な理由がなく提出等をせず、又は虚偽の記載をして提出等をしたときは、その者に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

2 市長は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。この場合においては、当該勧告を受けた者にその理由を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(国及び他の地方公共団体との連携)

第31条 市は、国及び他の地方公共団体と連携を図りながら、地球温暖化対策の効果的な推進に努めるものとする。

(委任)

第32条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成22年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第16条の規定 平成22年10月1日

(2) 第8条から第10条まで、第3章、第29条及び第30条の規定 平成23年4月1日

○滋賀県:愛する地球のために約束する草津市条例 (平成19年12月27日/平成20年4月1日)

春、子どもたちが入学式を迎える頃ころ、市内には桜の花はどこにも咲いていません。

夏、せみの鳴き声が、変わりました。

秋、琵琶湖のまわりでは、お米の収穫量が減りました。

冬、琵琶湖に渡り鳥が、やってこなくなりました。

私たちがこのまま今までのような生活を続けていくかぎり、このような光景を目にすることになるでしょう。

今こそ、私たち人間は、地球上の生あるすべての中の一員として、限りなく持続可能な共生を続つづけていくために、何を行わなければならないのか真剣に考え、行動することが求められています。

身近なことから、できることから、地球のために良いことを始める「私たち一人ひとりが自ら進んで、あるいは多くの人が手と手をとって」そして自然の摂理を大切に、地球を愛し続ける決意を込めて、地球温暖化防止のための条例を制定いたします。

(目的)

第1条 この条例は、草津市の環境に対する基本的な考え方を決めている草津市環境基本条例(平成9年草津市条例第10号)により、市役所、市民および事業者ならびに学校、町内会、グループなど(これからは「団体等」と呼びます。)ならびに草津市を訪ずれた人の役割を明らかにし、地球のために約束する協定(これからは「協定」と呼びます。)によって、それぞれが地球温暖化を防ぐ取り組みを行い、またそれに協力することにより、私たちがこれからも健康で豊かな生活が送れ

ることを目的とします。

(言葉の意味)

第2条 この条例の中で使用する言葉の意味は、次のとおりです。

- (1) 温室効果ガス 太陽の光で温められた地表から、宇宙に向かって熱が放出されます。その熱を吸収して再び地表に戻す、温室のように地球を温める効果がある、二酸化炭素、メタン、フロンなどの気体をいいます。
- (2) 地球温暖化 大気中の温室効果ガスの濃度が増えすぎることによって地表や大気の温度が上昇することをいいます。

(役割)

第3条 市民、事業者および団体等は、地球温暖化を防ぐために、自ら進んでできることを見つけて、取り組みを行い協定を結ぶすべし。

2 市役所、市民、事業者、団体等および訪ずれた人は、協定に協力しなすべし。

3 市役所は、協定を結び、また協力してもらうように働きかけるとともに、地球温暖化を防ぐようにしなければなりません。

(協定の仕組み)

第4条 市長は、地球温暖化を防ぐため、市民、事業者および団体等と協定を結びます。

2 協定の内容は、次のとおりです。

- (1) 温室効果ガスの放出を減らすために取り組むこと。
- (2) 大気中の温室効果ガスを吸収するために取り組むこと。
- (3) 地球温暖化を防ぐための方法を多くの人に知らせること。

3 協定には、目標を決めるようにしなすべし。

4 協定の内容をどのように行ってどのような結果であったかについて、市長に報告しなすべし。

(情報の提供など)

第5条 市長は、多くの人が協定を結ぶすべし、また協力してもらえように、次のことを行います。

- (1) 地球温暖化についての仕組みや原因、そして地球温暖化を防ぐための方法などの情報の提供およびさまざまな場を通じて環境学習を推進すること。
- (2) 協定を結び取り組んでいる内容を多くの人に知らせること。

(表彰)

第6条 市長は、協定を結びその報告があった中から、特にすぐれた取り組みに対して、表彰を行いたたえます。

(その他)

第7条 この条例に決めていることのほか、必要なことについては市長が別に決めます。

付則

(施行する日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行します。

(見直し)

2 この条例は、これからの地球温暖化を防ぐ技術の進歩や社会の状況の変化に対応するため、10年後に見直しを行います。

○和歌山県：岩出市地球温暖化対策条例（平成20年3月10日／平成20年6月1日）

(目的)

第1条 この条例は、地球温暖化対策について市、事業者、市民等の取組を明らかにするとともに、地球温暖化の防止に関し必要な事項を定め、現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 地球温暖化 人の活動に伴って発生する温室効果ガスが大気中の温室効果ガスの濃度を増加させ、地球全体の地表及び大気の温度を追加的に上昇させることをいう。

(2) 温室効果ガス 地球を温暖化させる原因となる物質をいい、この条例では、その中の二酸化炭素を主な対象とする。

(3) 地球温暖化防止活動 主にエネルギー消費及び廃棄物処理に伴い発生する二酸化炭素の排出抑制並びに植物による二酸化炭素の吸収作用の保全及び強化に係る日常の取組をいう。

(市の取組)

第3条 市は、地球温暖化対策に関して総合的かつ計画的な施策を策定し、これを実施するものとする。

2 市は、事業者が行う地球温暖化対策を促進するための支援を行うものとする。

3 市は、その事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出抑制等のための施策を率先して実施するものとする。

4 市は、地球温暖化に対する広報、啓発、緑化の推進など活動の場の提供、各種情報の提供及び指導者の派遣など、積極的に支援を行うものとする。

(事業者の取組)

第4条 事業者は、地球温暖化の防止に関する理解を深め、その事業活動に関し、温室効果ガスの排出抑制等のための措置を自主的かつ積極的に講ずるよう努めるものとする。

2 事業者は、市が実施する地球温暖化対策に協力するものとする。

(市民の取組)

第5条 市民は、地球温暖化の防止に関する理解を深め、その日常生活に関し、温室効果ガスの排出抑制等のための措置を自主的かつ積極的に講ずるよう努めるものとする。

2 市民は、市が実施する地球温暖化対策に協力するものとする。

(消費活動での取組)

第6条 市民は、できる限りものを大切に、その消費活動において、不要不急な消費を抑制するとともに、その物品の使用及び消費に伴って発生するエネルギー消費量及び廃棄物量を事前に考慮し、でき得る限りその量の少ない製品を購入するよう努めるものとする。

2 市民は、買い物袋の持参や簡易な包装等に努め、商品包装の簡素化に努めるものとする。

(移動での取組)

第7条 市民は、徒歩以外の手段で移動しようとする場合、その距離や目的に応じ、公共交通機関や自転車など、極力エネルギー消費の少ない交通手段を利用するよう努めるものとする。

(地域での取組)

第8条 市民は、集団資源回収や緑化運動などに積極的に参加するなど、地域における地球温暖化防止活動に努めるものとする。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、地球温暖化の防止について必要な事項は、協議会を設置し、別に定める。

附 則

この条例は、平成20年6月1日から施行する。